

2021年3月2日

日本労働組合総連合会静岡県連合会
会長 中西清文様
連合静岡中小労働委員会
委員長 石塚智昭様

静岡県中小企業団体中央会
会長 山内致雄



2021年春季生活闘争に関する貴会の要請についての回答

新型コロナウイルスの感染拡大は、企業の経済活動においてもニューノーマルをもたらす結果となり、事業規模を問わず、デジタル化の普及等をはじめとして、多くの企業で様々な変化が生じております。

未だ先行きの不透明感が拭えぬ状況下ではありますが、企業によっては積極果敢な取り組みにより、事業に好転があったという事例も一部報告されております。我々中小企業が前進するためには、労使一体となって、攻めの経営姿勢で課題に立ち向かうことが肝要であります。

とりわけ、事業の効率化や生産性向上を目的としたデジタル化や設備投資、顕在化している事業承継問題、BCPの対応等、経営基盤の強化を図る取り組みは急務であります。

しかしながら、県内の中小企業は、地域・業種・業態・規模の違いによって多種多様な経営課題を抱えており、その中でも小規模事業者の多くは事業継続のための資金確保に苦慮しており、前述の課題に対応出来ているとは言い難い状況にございます。よって、雇用面での一律の対応は困難であります。

この度の貴会の要請につきまして、前述の状況を踏まえまして、本会としての対応案を下記の通り報告させて戴きます。

1. 定期昇給相当額と年齢別ミニマム額の確保

本会の令和3年1月期景況調査において、多くの業種が低調推移しており、我々中小企業は総じて厳しい環境下に置かれております。

現状では一律・画一的な賃金改善は企業の業績をさらに悪化させる恐れがあり、それが経営者の経営意欲を削ぐことに繋がることも予測されます。

業界や業種の現況を考慮すると共に、各企業の実情に合わせた対応がとられるよう啓蒙、周知を図りたいと考えます。

2. 賃金改定

本会会員組合傘下の企業におきましては、小規模事業者が主体であると共に、その多くが下請けの立場にございます。そのため元請けとの取引環境の改善を通じた原資確保が実現出来なければ、中小企業の苦しい台所事情をさらに悪化させ、現状の雇用維持・確保にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

社員の様々な待遇改善や一時金、或いは、手当といった多様な方法による賃上げの選択肢の中での年間総支給額の上乗せ等について、労使間の協議が行われるよう啓蒙すると共に、中小・小規模事業者に対する事業の効率化や働き方改革による生産性向上を通じて賃金の引き上げを促すことに注力し、賃金改定については、全産業での一律2%程度の賃上げ実施は困難との認識のもと、各企業の経営業績や業界、業種の現況を考慮し、各企業の判断に委ねたいと考えます。

3. 法令の順守とワークルールの徹底

労働基準法をはじめとする各種法令の遵守、ワークルールの徹底は、企業の人材確保・定着のための必須条件となります。法令に基づく適正な雇用管理を踏まえ、企業の二極化を防ぎ、中小・小規模事業所における雇用管理の適正化支援を通じた働く場としての魅力アップを支援致します。

4. 取引の適正化

下請けの立場にある中小企業の雇用維持・確保のためには、元請けとの取引環境の改善を通じた原資確保が必要となります。

懇談会の開催等を通じた公正取引委員会との情報交換、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法による「取引上の配慮」や下請け中小企業振興法に基づく「振興基準」等法令の周知をはじめ、公的相談窓口（下請けかけこみ寺）の利用促進等を通じて、大企業による下請け中小企業への「しわ寄せ」が、下請等中小企業の働き方改革の妨げにならないよう取引の適正化に取り組んで参ります。

景気回復の好循環の第一は取引条件の改善であり、これは雇用環境改善のための必須条件とも言えます。社会全体で大手・中堅企業との取引条件の改善等が図られるよう機運醸成にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

5. 未組織労働者・非正規雇用で働く者の待遇改善

時間額目安1,000円以上につきましては、前述の如く、中小企業の取引環境の改善や新たな付加価値の創出等、生産性向上が果たされない限り中小企業の採算性は低下し、倒産、廃業、休業に追い込まれることが懸念されます。

故に中小企業の経営力強化と共に、最低賃金の順守や同一労働同一賃金の実現等、法令に則った非正規労働者の待遇の改善に資するよう働きかけて参ります。

6. ジェンダー平等・多様性の推進

本会では、女性人材やシニア人材、外国人材の活用・マッチングイベント等の実施を通じ、多様な人材が活躍できる場の拡充に取り組んでおります。例えば外国人材について、平成27年より外国人技能実習制度適正化事業を実施しております。これは県内100を超す監理団体に対し、正規従業員と同等な労務管理の適正化に向けて、社会保険労務士等専門家による訪問指導等を実施しております。今後もこうした企業支援を通じ、様々な違いを持った人々が互いを認め合い、やりがいをもって働くことができる職場づくりを推進して参ります。

7. 多様化する働き方への対応

いわゆる「同一労働同一賃金」への対応を迫られる「パートタイム・有期雇用労働法」の中 小企業への適用、並びに70歳までの就労確保を努力義務とする「改正高齢者雇用安定法」が2021年4月より施行されます。本会では、「静岡働き方改革推進支援センター」を通じ、法改正への適正な対応を促すと共に、多様な働き方を受け入れる経営者の意識向上、働きがいを感じられる社員のポジティブ化、多様な働き方に対応する管理体制の整備等を支援して参ります。

また、新たに「中小企業デジタル化サポートセンター」を立ち上げ、テレワークやリモート会議等の導入支援を手掛けることとしており、多様化する職場環境の整備に対応して参ります。

以上、ご報告申し上げます。